

(9)所定疾患に関する施設対応状況

月毎に「所定疾患施設療養費」を算定した入所者数（実人数）の年間合計

※ 所定疾患とは、肺炎・尿路感染症・带状疱疹の3疾患

収集期間： 平成26年4月～平成27年3月

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

条件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ肺炎
 - ロ尿路感染症
 - ハ带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ④算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

指標 9：所定疾患に関する施設対応状況

医療機関種別	医療機関名	肺炎	尿路感染	带状疱疹
介護老人保健施設	老健A	0	0	0
介護老人保健施設	老健B	2	33	0
介護老人保健施設	老健C	2	0	0
介護老人保健施設	老健D	4	5	1
介護老人保健施設	老健E	16	0	0
介護老人保健施設	老健F	3	27	0
介護老人保健施設	老健G	0	0	0
介護老人保健施設	老健H	61	21	1
介護老人保健施設	老健I	1	0	0
介護老人保健施設	老健J	2	1	0
介護老人保健施設	老健K	10	7	0
介護老人保健施設	老健L	8	10	0
介護老人保健施設	老健M	5	7	0
介護老人保健施設	老健N	1	0	0
介護老人保健施設	老健O	7	2	0
介護老人保健施設	老健P	19	6	0
介護老人保健施設	老健Q	0	7	0
介護老人保健施設	老健R	2	1	0
介護老人保健施設	老健S	24	11	0
介護老人保健施設	老健T	13	2	0
介護老人保健施設	老健U	0	7	0
介護老人保健施設	老健V	4	15	0
介護老人保健施設	老健W	6	6	0
介護老人保健施設	老健X	27	8	0
介護老人保健施設	老健Y	1	7	0
介護老人保健施設	老健Z	2	0	0
介護老人保健施設	老健AA	2	0	0
介護老人保健施設	老健AB	8	7	1
介護老人保健施設	老健AC	7	3	0

指標 9：所定疾患に関する施設対応状況

